

## 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人プシケおおた（以下「法人」という。）の役員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員等とは、理事、監事、評議員をいう。

(役員等の勤務報酬等)

第3条 報酬として、次のとおり支払うことができる。

- ① 理事長に、理事長手当として月額手取り 50,000 円。
- ② 監事が、定款第 18 条に基づき監査を実施したときは手取り 1 回 5,000 円及び交通費実費。
- ③ 理事長を除く役員等が、法人及び施設の運営のために、その業務にあたった場合は手取り 1 回 2,000 円及び交通費実費。

(理事会及び評議員会の出席報酬)

第4条 役員等が、理事会または評議員会に出席したときは、報酬として手取り 1 回 2,000 円及び交通費実費を支払うことができる。

(役員等の報酬等)

第5条 役員に対して、各年度の総額が理事 800,000 円、監事 60,000 円の範囲内とする。

(報酬支払方法)

第6条 前条に規定する報酬、費用等は翌月末までに現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員等にはこの規程を適用しない。ただし、理事長が直接業務に従事する場合は、第3条①を除く。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

付 則

この規程は、平成 13 年 10 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 14 年 7 月 23 日より施行する。

但し、平成 14 年 4 月 1 日に遡って適用する。

この規程は、平成 19 年 2 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 22 年 8 月 1 日より施行する。

この規程は、平成 25 年 9 月 25 日より施行する。

この規程は、平成 27 年 9 月 17 日より施行する。

この規程は、平成 29 年 6 月 16 日より施行する。

この規程は、令和 3 年 6 月 15 日より施行する。

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は、令和 5 年 3 月 29 日より施行する。